

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	副主幹	主査	担当	担当							文書取扱主任		

第 21 回 総務文教常任委員会 会議録

開催年月日	平成 25 年 4 月 2 日 (火曜日)	開会 11 時 00 分	閉会 11 時 14 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	大谷、井上、渡辺精郎、水口、渡邊龍之、柴田	事務局	菊井事務局長
	委員外～木下、山本		和田副主幹
欠席委員	なし		橋本主査
説明員	別紙のとおり		
議件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	○休憩中、4月1日付け人事異動に伴い議会事務局職員より挨拶を行った。		
	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。		
	(1) 専決処分について		
	2. その他について なし		
	3. 次回委員会の日程について～正副委員長に一任することとした。		
	上記記載のとおり相違ない。 総務文教常任委員長 大谷 久美子 ㊟		

平成25年4月1日

滝川市議会議長 水口典一様

滝川市長 前田康吉

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成25年3月29日付け滝議第153号で通知がありました総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	樋 郡 真 澄
市民生活部参事	伊 藤 克 之
市民生活部市民課長	榎 木 康 人
市民生活部市民課副主幹	寺 嶋 悟
市民生活部税務課長	鎌 田 清 孝
市民生活部税務課主査	渡 辺 弘 行

(総務部総務課総務グループ)

第21回 総務文教常任委員会

H25. 4. 2 (火) 午前 11 時 00

分

第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

(1) 専決処分について

(資 料) 市民生活部

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第21回 総務文教常任委員会

H25. 4. 2 (火) 11:00~

第一委員会室

開 会 11:00

委員 長

第21回総務文教常任委員会を開会いたします。

きょうの委員会の案件は専決処分です。4月に入りまして、皆さん何かとお忙しいことと思いますので、速やかに審議を進めていただきますようお願いいたします。

委員動静報告

委員 長

本日の委員動静は、全員出席であります。委員外議員としては木下議員、山本議員の出席を許可します。傍聴として窪之内議員の出席を許可します。

4月1日付の人事異動に伴い議会事務局職員より挨拶がありますので、休憩します。

休 憩 11:01

開 会 11:02

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管からの報告事項について議案関連となりますが、1番、専決処分について説明をお願いします。

(1) 専決処分について

鎌田課長

(別紙資料に基づき説明する。)

寺嶋副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員 長

説明が終わりました。

質疑ありますか。

柴 田

専決処分の理由が市税の賦課事務に特に支障が生じる部分があるとの説明でしたが、固定資産税及び都市計画税に関する部分について、1番の固定資産税のみなし納税義務者の廃止についてですが、該当する部分が滝川市にあるということで改正するのですか。2番、3番については参照している条項にそごが生じるため改正をするということですが、もう少し具体的にどういうそごが生じるのか説明をお願いします。

渡辺主査

1番については滝川市において当該団体の適用部分はありません。今回の改正につきましては、上位法令となる地方税法で削除されたことに伴い市税条例でも同様に規定していますので、改正するものであります。2番、3番については、市税条例では法第何条第何項で定めるものについてはこのように取り扱うということが規定されています。地方税法改正に伴い法第何条第何項がずれて、全く違うものになってしまうので、今回改正をしました。

柴 田

2番、3番についてはわかりました。固定資産税のみなし納税義務者の廃止についてですが、滝川市において当該団体はないということであれば、特に市税の賦課事務に支障が生じるということはないと思います。地方税法とのそごが生じるため、今回あわせて専決処分をしたという理由でいいのでしょうか。

渡辺主査

そのように解釈していただいて問題はございません。

委員 長

ほかに質疑ありますか。

副委員長

後期高齢者医療の関係ですが、例えば、私は国民健康保険に加入しており最高限度額を納入していますが、後期高齢者医療に移行した場合はどのようなになる

のか。もう一点は2人世帯で1人が後期高齢者医療に移行するという世帯があるのか。あれば具体例な金額を説明してください。

寺嶋副主幹 個人的にはなく、今回の専決処分の内容となる2人世帯で1人が後期高齢者医療に移行し、もう一人が国保世帯に残った世帯では、滝川市全体でおよそ200万円程度の影響があると考えています。

副委員長 滝川市全体で200万円程度の影響があるとのことですが、対象となる世帯数はどれくらいになるのですか。

寺嶋副主幹 約270世帯と把握しています。

委員長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。

委員長 **2. その他について**

委員長 その他についてありますか。

(なしの声あり)

委員長 事務局ありますか。

(なしの声あり)

委員長 **3. 次回委員会の日程について**

委員長 次回委員会の日程について、正副委員長に一任いただくことでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 以上で第21回総務文教常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉 会 11:14